

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
1	住民基本台帳に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

住民基本台帳制度は、昭和42年に制定されて以来、住民の利便の増進、国及び地方公共団体の行政の合理化に大きく寄与してきたところです。

また、住民基本台帳は、住民票の写しの発行等により住民の居住関係を公証する重要な役割を担っており、市町村の住民に関する事務の処理の基礎ともなっています。

しかし、住民基本台帳は、住民の住所、氏名、生年月日など多くの個人情報を取り扱うことから、従事する職員等においては、地方公務員法はもとより個人情報の保護に関する法律、座間市個人情報保護条例等の個人情報保護に関する関係法令を遵守するとともに、組織として個人情報の管理体制を明確にし、人的・物理的セキュリティ、不正アクセス等に対する対策を策定し、履行し、常に見直しを行うことにより、個人のプライバシー等の保護に取り組んでいることを宣言します。

特記事項

座間市情報セキュリティ基本方針及び基本方針に基づく実施手順書を定めるとともに緊急時対応計画を定め、情報資産のセキュリティ対策を講じており、システム障害、情報漏えい等が発生した場合の復旧と再発防止策をとります。

評価実施機関名

座間市長

公表日

令和4年3月1日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	住民基本台帳に関する事務
②事務の概要	<p>住民基本台帳は、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号。以下「住基法」という。)の規定に基づき住民の利便を増進するとともに、国及び地方公共団体の行政の合理化に資することを目的に作成されている。住基法第7条に規定される住民の住所、氏名、生年月日、戸籍の表示、個人番号等の記録を正確かつ統一的行うものであり、記載事項については、住基法の規定による届出に基づき、又は職権で記載、削除又は記載の修正を行っている。</p> <p>また、住基法に基づく付帯事務として、個人番号の通知及び個人番号カードの交付事務、各種証明書のコンビニ交付に係る利用者登録事務、住民基本台帳ネットワークシステム(以下「住基ネット」という。)を構築し、全国共通の本人確認システムを都道府県と共同して運用している。</p> <p>住基法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)の規定に基づき、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 個人を単位とする住民票を世帯ごとに編成し、住民基本台帳を作成 ② 住民としての地位の変更に関する届出又は職権に基づく住民票の記載、削除又は記載の修正 ③ 出生等により新たに付番された住民票コードの本人への通知 ④ 住民基本台帳の正確な記録を確保するための措置 ⑤ 転入届に基づき住民票の記載をした際の転出元市町村に対する通知等、住民票記載等のための市町村間の通知 ⑥ 住民票の写し、記載事項証明書等の各種証明書の交付 ⑦ 住民票の記載事項に変更があった際の都道府県知事に対する通知 ⑧ 地方公共団体情報システム機構(以下「機構」という。)への本人確認情報の照会 ⑨ 住民からの請求に基づく住民票コードの変更 ⑩ 個人番号の通知及び個人番号カードの交付 ⑪ 個人番号カード等を用いた本人確認 ⑫ 特定個人情報の情報連携サーバ、中間サーバへの送信 ⑬ 住民票の記載事項を座間宛名システム等の各宛名システムにおいて住民票の副本として管理し、庁内各業務における住民に関する事務処理の基礎として利用 <p>なお、⑩の「個人番号の通知及び個人番号カードの交付」に係る事務については、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定する個人番号、個人番号カード、特定個人情報の提供等に関する命令(平成26年総務省令第85号)第36条第1項及び第2項(機構への通知)の規定により機構へ通知する。</p> <p>そのため、当該事務については、機構に対する情報の提供を含めて特定個人情報ファイルを使用する。</p> <p>また、⑫の「特定個人情報の情報連携サーバ、中間サーバへの送信」に関する事務については、番号法別表第一及び同第二の規定による特定個人情報の利用又は提供において特定個人情報ファイルを使用する。</p>
③システムの名称	<p>(1) 住民票システム (2) 住基GWシステム (3) GW証明発行システム (4) 住基ネット(※1) (5) 情報連携システム(※2)</p> <p>※1 後述の「2.特定個人情報ファイル名」に示す「本人確認情報ファイル」及び「送付先情報ファイル」は、住基ネットの構成要素のうち、市町村CSIにおいて管理がなされているため、以降は、住基ネットの内の市町村CS部分について記載する。 ※2 「情報連携システム」とは、特定個人情報の情報連携サーバ、中間サーバ、各宛名サーバをいう。</p>
2. 特定個人情報ファイル名	
(1) 住民基本台帳ファイル(証明発行用ファイルを含む。) (2) 本人確認情報ファイル (3) 送付先情報ファイル	

3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<p>1 番号法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 第7条(指定及び通知) ・ 第16条(本人確認の措置) ・ 第17条(個人番号カードの交付等) <p>2 住基法(平成25年5月31日法律第28号施行時点)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 第1条(目的) ・ 第5条(住民基本台帳の備付け) ・ 第6条(住民基本台帳の作成) ・ 第7条(住民票の記載事項) ・ 第8条(住民票の記載等) ・ 第9条(住民票の記載等のための市町村間の通知) ・ 第12条(本人等の請求に係る住民票の写し等の交付) ・ 第12条の4(本人等の請求に係る住民票の写しの交付の特例) ・ 第14条(住民基本台帳の正確な記録を確保するための措置) ・ 第21条の4(住民としての地位の変更に関する届出の原則) ・ 第22条(転入届) ・ 第24条の2(個人番号カードの交付を受けている者等に関する転入届の特例) ・ 第30条の6(市町村長から都道府県知事への本人確認情報の通知等) ・ 第30条の10(通知都道府県の区域内の市町村の執行機関への本人確認情報の提供) ・ 第30条の12(通知都道府県以外の都道府県の区域内の市町村の執行機関への本人確認情報の提供)
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p>[実施する]</p> <p style="text-align: right;"><選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> ・ 番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限) ・ 番号法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(総務大臣) <p><別表第2における情報提供の根拠> 第3欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第4欄(特定個人情報)に「住民票関係情報」が含まれる項 ()は、上記総務省命令の条項を示す。 1(1)、2(2)、3(3)、4(4)、6(6)、8(7)、9(8)、11(10)、16(12)、18(13)、20(14)、23(16)、27(20)、31(22)、34(22の3)、35(22の4)、37(23)、38(24)、39(24の2)、40(24の3)、42(25)、48(26の3)、53(27)、54(28)、57(31)、58(31の2)、59(31の3)、61(32)、62(33)、66(37)、67(38)、70(39)、74(40)、77(41)、80(43)、84(43の3)、85の2(43の4)、91(44の2)、92(45)、94(47)、96(48)、97(49)、101(49の2)、106(53)、107(54)、108(55)、111(56)、112(57)、113(58)、114(59)、116(59の2)、117(59の2の3)、120(59の3)の項</p> <p><別表第2における情報照会の根拠> なし ※住民基本台帳に関する事務において情報提供ネットワークシステムによる情報照会を行わない。</p>
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	市民部戸籍住民課
②所属長の役職名	戸籍住民課長
6. 他の評価実施機関	
なし	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	座間市総務部文書法制課 〒252-8566 座間市緑ヶ丘一丁目1番1号 ☎046-252-8144(直通)
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	座間市市民部戸籍住民課 〒252-8566 座間市緑ヶ丘一丁目1番1号 ☎046-252-8083(直通)

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[10万人以上30万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和4年1月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和4年1月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書及び重点項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [O]接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[O] 自己点検 [] 内部監査 [O] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年4月1日	様式変更に伴う再評価			事前	
令和1年10月1日	4②法令上の根拠	<別表第2における情報提供の根拠>に変更後の記載の内容を追加	97(49)	事前	
令和1年10月1日	I-3.法令上の根拠	2 住基法(平成25年5月31日法律第28号施行時点)	2 住基法	事後	
令和3年4月1日	I-1.②事務の概要	また、住基法に基づく付帯事務として、個人番号通知カード及び個人番号カードの交付事務、各種証明書のコンビニ交付に係る利用者登録事務、住民基本台帳ネットワークシステム(以下「住基ネット」という。)を構築し、全国共通の本人確認システムを都道府県と共同して運用している。	また、住基法に基づく付帯事務として、個人番号の通知及び個人番号カードの交付事務、各種証明書のコンビニ交付に係る利用者登録事務、住民基本台帳ネットワークシステム(以下「住基ネット」という。)を構築し、全国共通の本人確認システムを都道府県と共同して運用している。	事後	
令和3年4月1日	I-1.②事務の概要	なお、⑩の「個人番号の通知及び個人番号カードの交付」に係る事務については、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定による通知カード及び個人番号カード並びに情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の提供等に関する省令(平成26年総務省令第85号)第35条の規定により機構に事務の一部を委任する。	なお、⑩の「個人番号の通知及び個人番号カードの交付」に係る事務については、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定する個人番号、個人番号カード、特定個人情報の提供等に関する省令(平成26年総務省令第85号)第35条の規定により機構に事務の一部を委任する。	事後	
令和3年8月2日	I-4. ②法令上の根拠	・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)	・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)	事後	
令和3年10月1日	I-4. ②法令上の根拠	削除 102(20)、103(51)、119(59の3)	追加 107(54)、117(59の2の3)、120(59の3)	事後	
令和4年3月1日	I-1. ②事務の概要	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定する個人番号、個人番号カード、特定個人情報の提供等に関する省令(平成26年総務省令第85号)第35条の規定により機構に事務の一部を委任する。 そのため、当該事務については、事務を委任する機構に対する情報の提供を含めて特定個人情報ファイルを使用する。	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定する個人番号、個人番号カード、特定個人情報の提供等に関する命令(平成26年総務省令第85号)第36条第1項及び第2項(機構への通知)の規定により機構へ通知する。 そのため、当該事務については、機構に対する情報の提供を含めて特定個人情報ファイルを使用する。	事後	

